

JIS

バーコードのデジタル方式画像化及び 印刷性能試験

JIS X 0523 : 2007
(ISO/IEC 15419 : 2001)
(JAISA/JSA)

平成 19 年 2 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	石 崎 俊	慶應義塾大学
(委員)	浅 野 正一郎	国立情報学研究所
	伊 藤 章	財団法人日本規格協会
	岩 田 秀 行	日本電信電話株式会社
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	大久保 彰 徳	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	小 川 義 久	財団法人日本情報処理開発協会
	笥 捷 彦	早稲田大学
	木 戸 彰 夫	日本アイ・ピー・エム株式会社
	後 藤 志津雄	株式会社日立製作所
	設 楽 哲	社団法人電子情報技術産業協会
	関 根 千 佳	株式会社ユーディット
	田 中 謙 治	総務省
	中井川 禎 彦	総務省
	中 村 泉 之	日本銀行金融研究所
	成 田 博 和	富士通株式会社
	平 野 芳 行	日本電気株式会社
	伏 見 論	社団法人情報サービス産業協会
	藤 村 是 明	独立行政法人産業技術総合研究所
	宮 澤 彰	国立情報学研究所
	山 本 喜 一	慶應義塾大学
	渡 辺 裕	早稲田大学
(専門委員)	安 藤 栄 倫	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 19.2.20

官 報 公 示：平成 19.2.20

原 案 作 成 者：社団法人日本自動認識システム協会

(〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-9-5 FK ビル TEL 03-5825-6651)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 石崎 俊)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電子標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本自動認識システム協会(JAISA)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO/IEC 15419:2001**, Information technology – Automatic identification and data capture techniques – Bar code digital imaging and printing performance testing を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

JIS X 0523 には、次に示す附属書がある。

- 附属書 A (規定) 試験配置
- 附属書 B (規定) 設置及び操作に関する一般要件
- 附属書 C (参考) 保守及び消耗品
- 附属書 D (参考) ソフトウェアの分類
- 附属書 E (参考) 画像化装置の分類
- 附属書 F (参考) プログラム例
- 附属書 G (参考) バーコード生成ソフトウェアの機能

目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 引用規格.....	1
3. 定義.....	2
4. バーコード作成ソフトウェア.....	3
4.1 一般要件.....	3
4.2 ソフトウェア及び画像化装置別による考察.....	3
4.3 試験要件.....	8
4.4 適合性.....	8
4.5 試験報告.....	9
4.6 証明.....	9
4.7 ソフトウェア仕様書.....	9
5. バーコード印刷システム（バーコードプリンタ）.....	9
5.1 データ入力要求事項.....	9
5.2 試験要件.....	10
5.3 証明書及びラベル表示.....	12
5.4 装置仕様.....	12
附属書 A（規定）試験配置.....	13
附属書 B（規定）設置及び操作に関する一般要件.....	14
附属書 C（参考）保守及び消耗品.....	15
附属書 D（参考）ソフトウェアの分類.....	17
附属書 E（参考）画像化装置の分類.....	18
附属書 F（参考）プログラム例.....	20
附属書 G（参考）バーコード生成ソフトウェアの機能.....	24
解 説.....	25

バーコードのデジタル方式画像化及び 印刷性能試験

Information technology—Automatic identification and data capture techniques—Bar code digital imaging and printing performance testing

序文 この規格は、2001年に第1版として発行された ISO/IEC 15419, Information technology—Automatic identification and data capture techniques—Bar code digital imaging and printing performance testing を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある“参考”は、原国際規格にはない事項である。

1. 適用範囲 この規格では、バーコードのデジタル方式画像化システムの特性及び分類について規定し、制御が求められる各システムの特性を明らかにして、それらの最小要件を規定する。ここでは、これらの特性がこの規格に適合しているのかを評価するための試験方法についても規定する。この規格は、バーコードシンボルの品質を評価する方法について規定した JIS X 0520 などの規格と併せて用いる。この規格は、ISO/IEC 15421 の適用範囲にあるバーコードマスタに適用しない。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、IDT (一致している)、MOD (修正している)、NEQ (同等でない) とする。

ISO/IEC 15419, Information technology—Automatic identification and data capture techniques—Bar code digital imaging and printing performance testing (IDT)

参考 この規格は、基本的に基材が紙のものに印刷する場合を対象とするが、紙質については印刷されたバーコードシンボルを評価することによって間接的に規定する。リライト紙及びカードの材質であるプラスチックなどに印刷する場合もこの規格を適用することが望ましい。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。ただし、この規格に基づいた取決めをする関係者は、引用規格の最新版の適用について検討することが望ましい。現在有効な国際規格は、ISO 及び IEC が管理している。

JIS X 0504 バーコードシンボル—コード 128—基本仕様

備考 ISO/IEC 15417 Information technology—Automatic identification and data capture techniques—Bar code symbology specification—Code 128 が、この規格と一致している。

JIS X 0507 バーコードシンボル—EAN/UPC—基本仕様

備考 ISO/IEC 15420 Information technology—Automatic identification and data capture techniques—Bar code symbology specification—EAN/UPC が、この規格と一致している。